

「ある事例」

○月×日、ある住民から某市役所に電話が入りました。

電話の主は匿名希望で次のような訴えをしました。

「実は、私の近所のA家（=Aさんの宅）の周りに、たくさんのゴミが積まれてて、困っているんです。もし誰かが放火でもしたら、と思うと心配で…。ご近所の他の皆さんも困っていて、一度A家に一緒に伺ったこともあるんですけどね、まったく聞く耳もたないという感じでした。それから、A家には寝たきりのおばあちゃんがいるんですけど、そのおばあちゃんがたまにパジャマのまま外を出歩いたりするんですよ。あの、なんていうんですかねえ。たぶん、呆けていらっしやると思うんです。おじいちゃんは、まったく面倒みてないようですし、同居してる息子さんもひきこもってるみたいですけど、あまり仲良くないようで、たまにおばあちゃんをたたいているような音とか、おばあちゃんの悲鳴なんかも聞こえるんですよ。こういう場合どうすればいいのかと思って、困って電話したんですけど…。」

この電話を受けた市役所の担当職員は、A家の地域を担当する地域包括支援センター²⁾に連絡し、すぐに状況を調べてもらうようお願いしました。

電話を受けたセンターの職員は、既にA家のゴミの件について地域の民生委員から相談を受けたことがありましたが、A家のおばあさんが認知症で徘徊していることと、息子による虐待については初耳だったため、早速事情を確認するために、A家を訪問することにしました。

A家を訪問すると、連絡を受けた内容の通り、A家の周りには壁際までぎっしりとビニール袋に入ったゴミのようなものが大量に放置されていました。早速A家のチャイムを鳴らしてみたのですが、特に返事がありません。ドアをノックしてみましたが、それでも誰も出できません。

しばらく家の前で返事を待っていると、後ろから「何をしてるんですか」と声をかけられました。その声の主はA家のおじいさんでした。

おじいさんは、怪訝そうに、センターの職員を眺め、「何か用ですか」とやや強い口調で話しかけました。

突然のおじいさんの登場に、やや戸惑ったセンター職員は、慌てていたこともあり、近隣住民から通報があったことも含めて、おばあちゃんの認知症と徘徊のこと、虐待の可能性のあることを直接的な表現で尋ねました。

1 「呆け」という表現は差別的で、侮辱的な表現ということで、現在では「認知症」という表現を用いる。

2 2005年、介護保険制度の一機能を担う機関として、特に介護予防や虐待防止、介護者家族支援、要介護度の低い「要支援」高齢者への支援などを目的に、各市町村に設置（単数、もしくは複数）されることとなった。社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が連携して業務にあたっている。

「いや、実はですね、私は市の地域包括支援センターで勤務するものでして、この地域の介護などに関する相談に乗っているものなのですが、Aさんのお宅のことで近所の方が少し心配されているようでしたので、気になって訪問させていただきました。ご主人、少しお話をお伺いしてもいいですか？」

これに対して、A家のおじいさんは不審そうに答えました。「心配って何ですか。うちは、よそ様から心配されることなんて何一つないけどね。」

「はあ。えーっとですね、なんでも、近隣の方のお話では、奥様でしょうか、高齢の女性の方がパジャマ姿で周辺を歩いていたことがあったということで、心配されていました。また、どうも、Aさんのお宅から叫び声のようなものが聞こえたという情報もいただいていますので、その件に関しても、奥様がどのような状況でお過ごしか、確認させていただきたいと思ったのですが、よろしいでしょうか。」

このセンター職員の発言に対して、A家のおじいさんは態度を硬直させました。

「何をそんなこと、急にきて、余計なお世話ですよ。何ですか、近隣住民のお話って。どこの誰がそんなこと言っていたんですか。うちの妻だったら、元気にしていますよ。確かに歳をとって、ここ数年は家の中で寝ていることが多いですけどね、パジャマで出歩いたことなんてありませんよ。でも、仮にパジャマで出歩いていたからって何の迷惑になるんですか。まったく、そんなこと、わざわざ市役所に電話しないで、直接言ってくればいいことでしょうか。まあ、だいたいどこの誰の仕業か察しはついてますけどね…。」

これに対してセンター職員は、「まあ、そうおっしゃらずに。これはあくまでも、確認ですから。ご近所の方々も、きっと心配されているのですよ。私も、奥様の状況さえ確認できましたら、すぐに失礼しますので」と、引きません。

このようなやり取りは続きましたが、結局、A家のおじいさんはセンター職員を家の中に入れることはなく、その日は、センター職員もあきらめて事務所に戻りました。

その後、このAさんについてのケース会議³が市役所で開催され、虐待の可能性があり、危険なケースであると判断し、警察と消防（救急隊）の協力を得て、A家を訪問することにしました。その日はあいにく、おじいさんが留守だったため、おばあさんを緊急保護することにしました。

空いていた勝手口から家に入ってみると、A家の中は、足の踏み場もないほどゴミのようなものが至るところに散乱し、おばあさんは「すり鉢状」に積まれているゴミの真ん中で寝ていました。特に健康面での被害はなく、体調は良好で、外傷も見当たりませんでした。認知症は進行しており、長谷川式の認知症スケール⁴の点数は12点でした。

このケースは、虐待事例と認定され、その後もA家のおじいさんとおばあさんは引き離され、半年間顔を合わせることもできませんでした。

³ ある事例に関して、関係諸団体の担当者や行政職員が集まり、情報共有や今後の支援計画について話し合う会議。

⁴ 認知症の進行状況に関して診断する簡易診断ツール。